

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について

～ 拡充などの主な変更のご案内 ～

※ 本リーフレットの内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用されます。

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

拡 充

1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数

15人



20人

支給要件の追加

追加要件 (1)

正規雇用等へ転換した際、**転換前の6か月と転換後の6か月の賃金（※）を比較して、5%以上増額**していること

※賞与（就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。）や諸手当（通勤手当、時間外労働手当（固定残業代を含む）、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く）を含む賃金の総額。
※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

例

正社員転換

転換前 6 か月賃金の**合計120万円**
(20万円×6か月)

転換後 6 か月賃金の**合計146万円**
(21万円×6か月＋賞与20万円)

$$\frac{(146\text{万円} - 120\text{万円})}{120\text{万円}} \times 100 = 21\% \text{ (小数点以下切り捨て)} \geq 5\%$$

追加要件 (2)

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限る**こと

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練（※1）または有期実習型訓練（※2）を実施した場合に助成

（※1） OFF-JT （※2） ジョブ・カードを活用したOFF-JT+OJT

整理統合

人材育成コース



人材開発支援助成金 に統合

※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

3. 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成

新規

▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする 加算措置 <u>（上限20人まで）</u>	中小企業	中小企業以外
	対象労働者 1 人あたり 20,000円 <24,000円>	対象労働者 1 人あたり 15,000円 <18,000円>

< > 内は生産性要件を満たした場合の額です。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

新規

< > 内は生産性要件を満たした場合の額です。

① 人数に応じた加算措置 ▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置 <u>（上限20人まで）</u>	中小企業	中小企業以外
	対象労働者 1 人あたり 15,000円 <18,000円>	対象労働者 1 人あたり 12,000円 <14,000円>

② 諸手当の数に応じた加算措置 ▶ 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置	中小企業	中小企業以外
	諸手当の数、1 つあたり 160,000円 <192,000円>	諸手当の数、1 つあたり 120,000円 <144,000円>

※**事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html